

エコティかわね 事務局長 丸野宏夏のエコティ日記

不安定なニュースが多いなあ。最近そう感じている方は多いのではないのでしょうか。自然災害にしても然り。私は九州の鹿児島県出身ですが、実家の方でも豪雨のために避難指示が出る事態に。初めてのことでした。幸い何事もなかったのですが、改めて自然と共に生きるとはどういうことか考えさせられました。

例えば川根本町で集中豪雨が起き、ダムが決壊してしまった際、どこに逃げればよいか分かっていますか？土砂災害が起きたら？地震が起きたら？避難した後、何が必要なんだろう。どんな事態が起きるのだろう。そのために

日頃から準備しておかなければならないことは何だろう。改めて考える機会は少ないかもしれませんが、全てが「もしも」の話ではなく、全ても「もしも」の話ではないと思います。誰にでも、どこでも、いつでも、有り得ることです。今の私たちは「想定外」のことが次々と起こる、そんな時代に生きていますと実感します。置きが長く、暗くなってしまいました。前も確認するきっかけになっていけば幸いです。

エコティかわねのプログラムも自然が相手。今年は大札山

方面で崩土が起き、中止を判断したプログラムも。自然を脅威と感ずることもあります。それ以上に自然には抗えない魅力もあります。カヤックに乗った時の湖面の輝き、雨に濡れて光る苔や木々、鳥の鳴き声や星の美しさ、昆虫の模様。たくさんの人に紹介したいし、その人が何か心で感じるものがあれば嬉しいなと思うのです。体験を満喫していただくためには安全の確保が不可欠。その時々で変化する自然だからこそ、終わりなく問い続ける課題です。



今年もカヤックプログラムが人気！ガイドの育成にも力を入れています。



丸野宏夏 (まるの ひろか)
鹿児島県南九州市(旧知覧町)出身。平成26年4月より一年間、緑のふるさと協力隊として本町で活動。大学卒業後、屋久島のNPO法人に勤務した後、平成29年8月より川根本町まちづくり観光協会へ。この4月よりエコティかわね事務局長として、エコツーリズム推進の舵取り役に!

Eco-T KAWANE
一般社団法人エコティかわね
川根本町桑野山424-6
電話:0547-58-7000
ファクス:0547-58-7001
E-mail:ecotkawane@gmail.com

川根のみきていとまるちゃんが綴る「ブログ版 川根本町エコティ日記」<http://ecotkawane.eshizuoka.jp/>



更生保護女性会 「静岡少年の家」での活動
例年、県更生保護女性会では、静岡市にある「少年の家」を訪問し、普段施設で提供される食事とは異なる「家庭の味」を提供する事業を行っています。静岡市にある少年の家は、刑務所や少年院から釈放された人や保護観察中の人たち、頼るべき家庭や帰る家のない人たちに宿所や食事を提供し、自立更生に必要な指導助言を行い、その更生を図ることを目的に運営している施設です。
町の更生保護女性会では、例年1回訪問して家庭の味を提供しています。本年度は7月11日に実施しました。施設入居者からは「とても楽しみにしていた」「おいしそう」といった声がありました。

健康福祉課 ☎(58)7070

町では各種補助事業により農林業者を支援しています
今年度要望があったものは、令和2年度の事業となります。詳しくは農林課各担当にお問い合わせください。

事業名	事業内容	採択要件	補助率	
林業費補助及び助成事業	林業簡易作業路開設事業	新規開設作業路 幅員2.3m以上 最大縦断勾配20%以下	町内に住所を有する者 作業路の延長を乗じた額の1/2以内 最大2,500円/m 25万円限度	
	森林のエネルギー導入促進事業	木質系燃料を使用するストーブ、給湯ボイラー、風呂釜、調理器具の購入	町内に住所を有する者 導入に要する経費の1/5以内 5万円を限度	
	野生鳥獣被害防止対策事業	防除設備 町内の農地、山林又は養殖場への防除施設(電気柵、防護柵又は防除器具) 捕獲用わな わなによる狩猟登録者が使用する捕獲用わな及びその制作用原材料の経費	町内に住所を有する者 町内に住所を有する者 わなによる狩猟登録者 防除設備及びその設置に必要な原材料の経費1/2以内 1世帯当たりの同一年度内の限度額10万円 8/10以内 1世帯当たりの同一年度内の限度額10万円	
	第一種銃猟免許取得等事業費	銃砲所持、狩猟免許取得に係る手数料	町内に住所を有する65歳未満の者 猟友会に入会し、5年以上有害鳥獣駆除班員として業務を遂行できる見込みのある者	10/10以内
	わな猟等免許取得事業費	有害鳥獣を捕獲するために必要なわな猟等の免許取得	町内に住所を有する者で、新たにわな猟免許、第二種免許又は網漁免許を取得する者 率先して有害鳥獣駆除に協力できる者	静岡県が実施する狩猟免許試験を受験する際の手数料
農業費補助及び助成事業	特産物振興事業費補助金		町内に住所を有する者	
	(1)優良茶園振興事業	①茶園改植 2a以上の茶園の地盤改良費及びこれに植栽する茶苗木費の合計額への補助	認定農業者、協業体、農林漁業者、新規就農者 10a当たり30万円限度	1/2以内 認定農業者は6/10以内
		②茶園開墾 10a以上の茶畑造成費及びこれに植栽する茶苗木費の合計額への補助	認定農業者、協業体、中核農林漁業者、新規就農者 10a当たり50万円限度	1/2以内 認定農業者は6/10以内
	(2)農産物栽培促進事業	栽培園造成・新規種苗導入 ゆず、自然薯、ブルーベリー、かき、山菜類、葉草類等、茶以外の特産物で販売ルートが確立しているもの。2a以上の造成費及び植栽する苗代の合計	認定農業者、協業体、農林漁業者、新規就農者 10a当たり25万円限度	1/2以内 認定農業者は6/10以内
		(3)自力作業道開設事業	①新規作業道の開設・舗装 1ha以下の農地を受益面積とする幅員2.0m以上、延長100m以下の新規作業道開設に係る経費 ②モノラック新設 1ha以下の農地を受益面積とする延長100m以下のモノラックでの作業道新設開設に必要な経費	認定農業者、協業体、農林漁業者、新規就農者 開設1m当り1200円、コンクリート舗装1m当り37千円を上限事業費 認定農業者、協業体、農林漁業者、新規就農者 10a当たり150万円を上限事業費
	(3)特定事業	①わさび田造成 1a以上のわさび田の造成費	認定農業者、協業体、中核農林漁業者、新規就農者	1/2以内 認定農業者は6/10以内
		②生産体系の確立及び販路拡大事業 市場調査費、販売促進費等	認定農業者、協業体、新規就農者 100万円を上限事業費	1/2以内 認定農業者は6/10以内
		③機械導入・施設整備事業 農業用資材、機械購入費、施設整備費	認定農業者、協業体、新規就農者 500万円を上限事業費	1/2以内 認定農業者は6/10以内
	茶業施設等整備強化事業費補助金	荒茶加工施設の新設、更新及び衛生管理施設の新設に要する経費 全自動レール摘採装置、乗用型摘採装置を導入に要する経費	認定農業者が行う事業 500万円を上限事業費(下限50万円) 共同体が行う事業 1,500万円を上限事業費(下限100万円) 認定農業者、中核農業者、共同体 500万円を上限事業費	3/10以内 3/10以内
	「静岡の茶草場農法」実践者活動費補助金	茶草場農法を実践する農業者に対する補助	認定された茶草場面積	10a当り5000円
茶共済加入費補助金	茶共済に加入する者に対する補助	茶共済に加入する者	共済掛金の1/2以内	
農産物出荷事業費補助金	川根清涼野菜出荷協議会に農産物を出荷する農業者に対する補助	協議会に登録された町内に住所を有する農業経営者、法人、団体	手数料の1/2以内 10万円を限度	

農林課 ☎(56)2226

引換券 コピー不可
令和元年
交換期間：9月20日(金)～29日(日)
茶娘ちゃんカード会

引換券 コピー不可
令和元年
交換期間：9月20日(金)～29日(日)
茶娘ちゃんカード会

最近高いところに危険を感じるようになり、愛車も忍びなかったのですが、手放すことにしました。
!!創業50年!! こんな時ご一報下さい! 高く買取いたします
川根自動車株式会社
川根本町上長尾869-2 ☎0547(56)0150
オーナー 鈴木建板社長(高郷)